

令和4年度 寒河江市保育所利用者負担額（2号・3号）（参考）

■利用者負担額の階層認定は原則として小学校就学前子どもの父母（自営業や農業を営み、事業主が父母以外の人であるときは、その事業主の方を見ることがあります）の市町村民税と当該年度の4月1日現在の子どもの年齢を基に寒河江市が決定します。

■4月から8月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの利用者負担額は当該年度分の市町村民税を基に決定します。

■利用者負担額を算定する上では、市町村民税から次の控除をする前の額となります。

寄付金税額控除（地方税法314条の7）、外国税控除（地方税法314条の8）、配当控除（地方税法第314条の9並びに同法附則第5条第3項）、住宅借入金等特別税額控除（地方税法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項）

■寒河江市保育所利用者負担額一覧

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0	0	0	0
D1	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円未満	0	0	0	0
D2	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円以上57,700円未満	0	0	0	0
D3	市町村民税所得割額課税世帯 57,700円以上72,800円未満	0	0	0	0
D4	市町村民税所得割額課税世帯 72,800円以上77,101円未満	0	0	0	0
D5	市町村民税所得割額課税世帯 77,101円以上97,000円未満	0	0	0	0
D6	市町村民税所得割額課税世帯 97,000円以上133,000円未満	30,000	29,400	0	0
D7	市町村民税所得割額課税世帯 133,000円以上169,000円未満	39,000	38,300	0	0
D8	市町村民税所得割額課税世帯 169,000円以上235,000円未満	44,500	43,700	0	0
D9	市町村民税所得割額課税世帯 235,000円以上301,000円未満	53,500	52,500	0	0
D10	市町村民税所得割額課税世帯 301,000円以上	58,000	57,000	0	0

■家庭状況の変更

父母の勤務状況や住所、世帯員の増減等家庭状況が変わった場合は、「変更認定申請書」、「就労証明書等」、「支給認定変更届出書」を速やかに子育て推進課又は保育所へお知らせください。

※裏面に続きます。

■利用者負担額の軽減等

(1) 表面の「利用者負担額一覧」における利用者負担額は次により軽減されます。

- ① C階層からD5階層については、「山形県保育料段階的無償化事業」により、県が1/2(半額)を軽減します。なお、寒河江市では残りの1/2(半額)についても軽減を拡充し、令和6年まで無料になります。(令和7年以降については、県の事業に合わせ今後検討していきます。)
- ② 支給認定保護者と生計を一にしている子どもの未就学児のうち、特定教育・保育施設等を同時利用している子どもの範囲において、それぞれの範囲内における最年長の子どもから順に2人目は半額免除、3人目以降は全額免除になります。
- ③ 上記①、②の規定に加え、寒河江市独自事業により2人目の子どもについて、同時入所の場合は全額免除、同時入所以外の場合は半額免除となります。また、最年長の子どもから順に3人目以降は全額免除になります。“必ず申請が必要”となりますので、子育て推進課にお申し出ください。(ただし、両親のいずれかが収入の未申告である場合や滞納がある場合など、条件によっては免除となりません。)

(2) 給食費：なか保育所みいずみ分園の入所子どものみ主食給食費(ご飯代)月額1,000円が加算されます。

(3) 延長保育料

- ① 保育標準時間の認定者が午後6時以降延長保育を利用した場合、日額200円、定額利用の場合は月額2,500円が加算されます。(定額延長については、申請があった月から解除の申し出があるまで加算されます。利用がない月でも加算されますのでご承知おきください。)
- ② 保育短時間の認定者が午前7時から8時30分までの間又は午後4時30分を超える延長保育を利用した場合、日額200円、定額利用の場合は月額2,500円が加算されます。

(4) 通園バス利用料

通園バスを利用した場合、月額3,000円が加算されます。ただし、同一世帯から2人以上の子どもが利用した場合、月額4,500円が加算されます。(2人目以降、月額1,500円)

(5) 利用者負担額の口座振替について

※ 毎月月末(12月のみ12月27日、例年12月25日)に指定口座より振替。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、その翌営業日。

令和4年度 振替(予定)日							
4月分	5月2日(月)	5月分	5月31日(火)	6月分	6月30日(木)	7月分	8月1日(月)
8月分	8月31日(水)	9月分	9月30日(金)	10月分	10月31日(月)	11月分	11月30日(水)
12月分	12月26日(月)	1月分	1月31日(火)	2月分	2月28日(火)	3月分	3月31日(金)

※ 口座振替手続きがまだの方は、納付書で現金納入となります。(全員口座振替にさせていただくことになっていきますので、市内金融機関でお早めに手続きください。)

※ 残高不足等により振替期日に引き落としできなかった方については、後日「口座振替不能通知書」を送付しますので、納付書で納期限までに市役所会計課又は市内金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で、現金にて納めていただきます。(一度振替不能になった月の利用者負担額は、再振替は行いませんので口座の残高にご注意ください。)

※ 振替口座を変更される場合は、振替希望先の金融機関で手続きをお願いします。(手続き依頼書につきましては、子育て推進課で配布しております。)

お問合せ先：寒河江市子育て推進課
TEL：0237-85-0907(直通)